

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会中間報告（座長私案）に対する各委員からの意見

- ・井出委員からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・嵩委員からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・野城委員からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・和田委員からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

石井先生

思いつくままに書いた拙稿ですが、お目通しされれば幸いに存じます。

前文 試案 1.

我が国の建築界はいま、未曾有の危機に直面している。姉齒元建築士の構造計算書偽装設計の発覚は、安全で良質な住いを買ったと喜んでいたマンション入居者に引越しを余儀なくさせたり、二重ローンという重荷を背負込ませようとしている。国民の間にもこの現象を氷山の一角と見做す考えが根強く、不信感が広がっている。

本委員会では事態の早期解決と改善を望む。北側国土交通大臣の定請に基づき「建築行政の緊急対応の適否」調査を主眼として昨年12月に発足した。その際、~~北側大臣~~分界を限定せず全体像を把握し、問題点は指摘し、意見を述べること求められた。

以来5回開催した関係者へのヒアリングを通じて、再発防止策など今後必要とする事項について、多くの知識を得た。他方、同様に北側大臣の諮問を受けた社会資本整備審議会

建築分科会も建築行政のあり方について検討を進めており、2月末に中間報告取りまとめを完了する様です。

そこで本委員会では、これまでの調査・ヒアリングで重要と認識した、主として制度的問題について、建築分科会の参考にしていただき、中間報告の場で発表するつもりです。

内容は直ぐにも実施すべき中、長期的視点で取り組むべきものに大別されますが、骨子には次の3点(順不動)です。

1. 現状と乖離が甚しい建築基準法の全面的見直し
2. 悪質な違反者・企業に対する厳しい社会制裁
3. 建築に携わる人向け(生命を預る仕事だけに)高い倫理性と使命感を求められる。今後は学校教育の中でも関連する教科を必須とし、従事する人・企業意識を根柢から変える

偽造発覚で建物が倒壊し、死傷者が出る以前からこれは不審中の事でした。日本の建築界にこれを契機に、国民挙げて世界の模範となる仕組み作りを急ぐべきです(以下に引用する

項目の中には分科会の見解と重複するものも多数あると推測し打ち、それらは共通認識と考え(て下さい)。

前文試案 2.

我が国建築界は、未嘗有の難局に直面しています。
 諸先輩建築士による構造計算書偽装設計は、つい以前に
 及ぶに建築基準法が趣旨(理念)と現実の乖離を露呈しました。

その結果、国民生活にとって一番の拠り所である住宅の安全
 に関し黄信号が点滅、行政、業界と比し不安と不信感を招かれました。

こうした事態を打開し、国民の信頼を取り戻すためには以下の措置
 骨子不可不考え得。

1. 55年前に作り、必要に応じて修正を重ねて来た、経緯はざ
 ざらけの建築基準法と全面的に見直し、現状に適した
 ものに改定

2. 内閣府とのための対策を短・中・長期的視点下
 提示し、逐次実行に移す。

3.

偽造発覚の建物倒壊による死傷者率比発生前増大には不幸中の
 幸いです。これを契機に、在野の争奪となる

新しいシステム成立に向け、同じ挙げて身を守る組む必要不可欠です。

以下の具体的提議を列挙します。

山崎 信

中間報告草案

④ 思いついたことを箇条書きに記しました。
順不動です。あしからず。

1. 基本的な考え

- ① 世の中は「官から民へ」「小さな政府」の実現へと
流れが加速している。方向としてはその通りで良いが、
「小さな政府」が守るべきことははっきりさせた。
夜警国家的役割は外交、安保、治安、国民の生命、
財産、安心安全の確保などだろう。こうした
基本事項のうち住宅購入にかかわる安全、安心、
生命、財産の保証は最終的に公共機関が一
担うべき役割と考える。
- ② もしこれらの保証が公共機関だけにできず、
民間検査機関などに委ねる場合には
国民にもわかりやすい「安心して安全な物件」
を購入できるプラットフォーム（目安）を
公開すべきだろう。
- ③ 具体的には
 - ① 建築確認の各段階で購入者、近隣居住者
も含めた現場視察を行っていくこと下
る。

12

④ モデルルームには構造計算、建築の図面も自由にみることができ、向取りやインテリアのモデルルームとしたい

⑤ マンション、ホテル、公共建物及び大規模建築物には設計者、施工業者、発主、コンサルなどの責任者名を誰にでもわかるように表示し、トレーサビリティのシステムを明示すること

⑥ 品確法に基づき、居住に重要な部材等(外、耐震、騒音、バリアフリー、シックハウス、等々)については最低限から最高ランクまで等級を明示し、購入者の選択にわたるようになる

⑦ すべてを現物で見ることはなく、最終見本を満足した後は、等級をいつ自己責任で選択できるようになる

⑧ 土台や構造の写真撮影などで義務付け、購入者がセカンド、サードオプションを付ける制度をつくる

3

2 建築確認制度

① 個人、マンション、公共建物、高層ビル等は
 建物の種類により確認制度のあり方が
 違うのではないか。全部一律に
 検査員の不足をカバーするのとは異なるか

② 建築技術は日々進歩するよとみられるので
 5~10年に1回は技術研修、経済倫理研修
 などの研修を検査員に義務づける

③ また、建設工場の集積についても5~10
 年に1回位の割合で危険住宅にたいし
 11等にか検査し、設計者、施工業者、監理を
 立会わせよ (一棟の専検制度のほうと異なる)

④ 建築確認には構造計算書と図面を
 両方とも検査し、かつ現場確認を行う、とい

⑤ 公共建物の中向階段の付加を行う
 ようにしないかどうか

⑥ 耐震構造以外の建築規制 (建ぺい率、
 容積率、日照 ~~等~~) について住民との協議に
 取り組む課題の付加体制も再整備
 しないかどうか

14

3. 各地

① 日本9住宅事情IF 70-からストック重視に
 変わりつつあるという。ストック対策としては
 自動車の中古市場のように、住宅の中古市場
 を整備し、中古住宅の評価制度を確立し、
 リフォーム市場も整備すべき。この際、中古
 倉庫(中古)建築促進法、ゲラクレス法等
 も考慮すべき。

② 耐震以外の欠陥住宅対策としてどうするか。

③ 住宅を販売する際の情報公開のミニマム
 通知制度を確立 (保証、中古商品等
 については注意事項のあり方)

4. ポイント

住宅は一生一度の買物であり、しかも大金である。
 にもかかわらず、車や家電製品の如く事前に
 使用したり、性能を確かめたりしていません。かつ
 製造物責任制度もは、弱りしてしまっている。これは
 民間業者の生命・財産にかかわる条件を
 だまそうな方法で売ったり、手抜きや隠しごと
 いう暗黙の善意の了解と、公営団地の検査
 という安全確認体制の機能低下を信じて

5

いじかした。今回の借費マレシヨの問題で
 其前提が崩れ、まじい危険状況ももしや
 其の弊をばすかとは住宅不信が一層おこる。
 国民の生命・財産の根幹にかかっている問題への
 対策は早急に整備し直し、安心感を与え
 るべきである。

① 其の最大の対策はやはり「情報公開」で
 ある。計算書、図面、品質法、等々の情報を
 市民に公開し、~~種~~問題が生じた
 場合の責任分担のあり方、保険にどう担保
 するかも整備するべきと考へる。

② P.T. 思いついたまま、頓不節に
 書き散らした。おかしせん。
 ようやくお取り扱へ下す。

1/27 眞信

座長私案、骨子は賛成いたします。

ただ、

- 1 表現として気になるところがある。
- 2 国民に向けて発するメッセージとして「原則・理念」の確立を、各論に先立って強調すべきではないか、

という観点から僭越ながら加筆案をつくってみました

ご参考にしていただければ幸いです

なお後ほど別途「別紙」に関する小生の意見も送らせていただきます

野城智也



座長私案Jan27修正意見TY.doc

緊急調査委員会中間報告（座長私案）

はじめに

昨年11月17日、国土交通省は、建築確認申請書類の一部である構造計算書が偽装されており、安全性について問題のあるマンション、ホテルが竣工済のものを含め21件あることを発表した。

その後も、構造計算書が偽装された建築物は拡大の一途をたどり、1月24日までに18都府県で100件近くに上っている。このような構造計算書偽装問題の拡大は、今回の事件が氷山の一角にすぎないのではないかという疑念を生み、住宅・建築物の安全性、建築行政に対する信頼性を揺るがせ、国民全体に不安が広がることとなった。

こういった背景の下、昨年12月16日、北側 国土交通大臣の私的諮問機関として、「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」が発足した。

本委員会の目的は、構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方を調直検討することであるが、第1回委員会において北側大臣から目的にとらわれず幅広く検討してほしいとの依頼があった。

このため、住宅・建築物に対する国民の不安を解消し、建築行政に対する信頼を回復するために何をすべきかについて、国民の視点に立って建築行政のあり方も含め幅広く調査、検討を行ってきた。

また、こうした検討に資するため、偽装問題に関する専用情報窓口を設け広く意見を募集し1ヶ月余りで100件を超える意見が寄せられている。

本委員会としては、これまで5回の委員会を開催し人関掛らのヒアリングを行うなど精力的な検討を進めてきたところである。

一方、社会資本整備審議会建築分科会においても建築物の安全確保のための建築行政のあり方について国土交通大臣からの諮問をうけて並行して検討が行われており、2月末には中間とりまとめが行われる予定である。

このため、これまでの本委員会の検討内容を同審議会の検討に活用し、反映していただけるように建築行政の制度的問題を中心にとりまとめて本委員会としての中間報告を行うこととした。

今後、中間報告に対する意見も踏まえつつ、引き続き調査検討を進め、今年

度中の最終報告のとりまとめを予定している。

Ⅰ 構造設計書偽装問題に取り組む視点

1. 国民に広がる不安

今回の構造計算書偽装問題により、国民の間では、

- ① 建築のチェックシステムが信用できず、自分のマンションが大丈夫なのかという不安
 - ② 建築士だけでなく、施工、販売等関係者がみんな危険なマンションを作っているのではないかと不安
 - ③ 責任が誰にあるのかわからず、補償の姿も見えにくいことから、住宅の購入の際、どうすればよいのかという不安
- など多くの不安が広がった。

構造計算書偽装問題の発生については、

- ① 専門的職業である建築士が、多数の人命が危険にさらされることを知りながら、継続的に、犯罪とみられる危険な設計行為を続けたこと
- ② 下請けの一建築士の犯罪的行為が、どこでも誰にもチェックされず、現実には危険な建築物がいくつも造られ、売られ、使われていたこと
 - 民間機関のみならず、公共である特定行政庁においても「建築確認」において見過ごし
 - 元請け建築士、施工業者、販売業者等の建設・流通の段階全てで、設計審査のみならず施工段階の中間検査でも見過ごし
- ③ 施工者、販売業者、コンサルタント等が積極的に鉄筋削減等の圧力をかけたのではないかと等々の疑惑があること
- ④ 建築確認の民間開放に原因があるのではないかなど制度への不信があること

などの問題がある。

また、問題発覚後の対応については、

- ① 事態が進行するなかで、新たな偽装物件が次々と報じられ、公表されたものは氷山の一角ではないか、自分の家は大丈夫か等の不安が広がり、さらには、情報の隠蔽や公表引き延ばし等があるのではないかと懸念

- ② 本来消費者に対し一義的に責任を負うべき販売業善が、きらんと責任を果たさず、施工業吉、民間確認機関との間で責任の押し付け合いと革みられる状況が国民にさらされ、さらに、一部民間確認機関の対応は、国民の立場から見れば無責任とも見られること
- ③ 被害者であるマンション購入者等の保護の仕組み（保険制度等）が不十分ではないか
- ④ 国の支援策に対する国民合意の形成のおくれ
- ⑤ 偽装の有無が専門家が見ればすぐにわかるかどうかについての専門家間の見解の対立
などの問題がある。

さらに、今回の問題の発生と関連して、従来からの課題である

- ① 欠陥住宅問題への不安
- ② 悪質リフォームなど、住宅に関する犯罪等の問題が存在しており、これらが複雑に影響しあって、今後の住宅の取得やリフォームについて、なにを信じて、どうすればよいか分からないという形で不安を大きくしている。
また、昭和56年の基準法改正前の旧耐震基準による建築物についての危険性がクローズアップされ、地震被害に対する不安も広がっている。

2. 検討の視点

- このように国民に広がった不安は、
 - 自らの生命・財産に対して抱く不安
 - 本来自分たちを守ってくれるはずの公的な制度が機能していないという不安
が重なり合って生じているものである。
- この不安を払拭するためには、住宅を始めとする建築物の安全性は、国民にとって大変身近なものであることを強く意識し、国民の視点に立って建築の安全性について安心できるシステムを政府が責任をもって再構築することが大切である。
- そのためには、国民、民間確認検査機関を含む行政機関、建築主を含む建築産業諸主体、及び建築にかかわる専門家間で共有できる理念を、建築の安全性を担保する仕組みに関して構築したうえで、この理念に基づき国民にと

書式変更：簡条書き + レベル：1 + 整列：0 mm + タブ：6.3 mm + インデント：6.3 mm

書式変更：簡条書き + レベル：2 + 整列：7.4 mm + タブ：14.8 mm + インデント：14.8 mm

書式変更：インデント：左：7.4 mm

書式変更：簡条書き + レベル：1 + 整列：0 mm + タブ：6.3 mm + インデント：6.3 mm

削除 このため

削除 今後、建築確認に関する制度や仕組みについて、いろいろな改善点が指摘され、提案されているが、

って分かりやすい、実効性のあるシステムを整備していかねばならない。

- また、こうした問題の再発防止に最大限の努力が払われるべきであるが、不幸にして、建築行政に関する事件・事故等が、再び発生した場合にも、国民に不安が広がらず、安心・安全が確保されるよう、情報提供のあり方等の的確な行政の対応を十分に検討しておくことが大切である。

削除は、
削除を行う

○ 検討に当たっては、その前提となる以下の項目について、しっかりと検討の上、それぞれの課題についての対応を図っていくことが大切である。

- ① 建築物の安全性等について国民が共有できる理念が構築されていない
- 行政機関が法令に基づき、建築物の安全性をどこまで、どのように担保すべきか、国民、行政機関、建築産業諸主体、及び建築にかかわる専門家の間で共有された理念が確立されていない。
- そのため、これらの諸主体は異なった理解をしている。
 - 現在、建築物の審査は設計段階の建築確認や施工段階の中間検査・完了検査という現場検査によりなされているが、誰に向かって、何を規制し、何を守るためのものか等の制度の役割について国民や行政機関の間での認識の相違がみられ、共通の理解の形成が必要である。
- 共有理念の構築につとめようとして、
 - 確認というものの責任や対象の範囲を十分に検討すべきである
 - なお、確認の役割が大きくなると、それこ要する費用などの負担も大きくなることを考慮する必要がある。
- なお、今回の偽装事件では構造的な強度、とりわけ耐震性能がクローズアップされているが、建築物の安全性とじでは、シックハウスの問題、アスベストの問題や、欠陥住宅として扱われていた問題についても、視野にいれて、安全性を担保するシステムを検討すべきである。

削除の
削除 共通
削除の
削除 理解
削除 できていないのではない
書式変更： 箇条書きと段落番号
削除 <#> 今回の偽装事件では構造的な強度、とりわけ耐震性能がクローズアップされているが、建築物の安全性とじでは、シックハウスの問題、アスベストの問題など色々な安全性がある。特に、公的に守るべき建築物の安全係について、国民の共通の理解を見定める必要がある
<#> なお、従来、欠陥住宅として扱われていた問題についても、あらためて、視野にいれて、全体としての対応を検討すべきである。
<#> 建築物の審査の意義・役割についての国民の共通の理解ができていないのではない
<#> 確認というものの責任や対象の範囲を十分に検討すべきである。
書式変更： 箇条書き + レベル： 2 + 整列： 7.4 mm + タブ： 14.8 mm + インデント： 14.8 mm
削除 また
削除 踏まえ検討
削除
書式変更： 箇条書きと段落番号
書式変更： 箇条書きと段落番号
削除の
削除へ
削除とは異なり

② 制度の前提である住宅の供給形態の多様化、建築技術の高度化等への対応ができていないのではない

- 建築基準法制定の昭和25年当時に想定されていた自分で発注・建設し自ら住まう注文住宅に加えて、今日では、ディベロッパが建築し・分譲して、これを購入した者が居住するマンションなどの供給形態が普及し、建築主（ディベロッパ等）と分譲住宅として購入する利同者、所存者（最終需要者）が異なることが一般的となっている。

- また、建築物の規模は巨大化するとともに、機能や構造なども技術の進歩等のなかで、飛躍的に高度化・多様化している。
- こうした変化のなかで、建築士や特定行政庁の能力が建築技術の発展に追いついているか、住宅購入者に情報が的確に提供されているか、など制度の仕組みと実態とが乖離しているおそれがあることなどに留意しつつ、今日状況に対応した建築物の安全確保の仕組みを構築すべきである。

削除のギャップ

③ 建築ストック重視社会における優良な資産形成を図るべきではないか

わが国の建築社会はフロー中心からストック重視に転換しつつある。建築・住宅政策もその方向に転換している。低品質の建築を建てて短期間に除却するいわゆる“スクラップ・アンド・ビルド”の体質から脱却し、長寿命の優良な建築・住宅を建設し、十分なメンテナンスやリフォームを施しつつ長期に利用し、優良な既存住宅を市場で流通させていくことが大切である。長寿化のために、仮に、建築の初期コスト高くなるが、耐用期間の長期化により1年当たりのコストは低減する。何世代にもわたって使い回していくことができるような建築資産を形成する観点から、今回の偽装事件の背景にあるとみられる建築費の不当なコストダウンへの圧力を回避すべきである。

削除への転換

書式変更：箇条書きと段落番号

削除する

削除 こうした建築社会の体質改善によって

II. 検討すべき課題

これまでの関係者からのヒアリング、専用情報窓口に寄せられた意見、マンション住民からの要望等を踏まえ、委員会として検討すべき課題を次のように整理した。

これらの課題について、今後、最終報告に向けて、検討を進めることとするが、これまでに、委員会で作された検討の内容は別紙の通りである。

書式変更：インデント：最初の行：1字

1 建築の安全性を担保する仕組みにかかわる国民共有の原則・理念の確立

各行政機関（国・特定行政庁・民間確認検査機関）が自らの責任範囲だと主張する範囲が異なり、かつまた、その主張内容が国民が常識的に期待する内容とも異なっているということが、今回の混乱と不安を増幅させていることに鑑みて、建築の安全性について、行政機関及び建築の供給者は如何なる責任をもつのか、わかりやすい原則・理念を確立する必要がある。

書式変更：フォント：太字（なし）

書式変更：フォント：（英）MS 明朝，（日）MS 明朝，太字（なし）

2 建築確認検査制度の改善

一建築士の愚行を誰も見抜けなかった今回の事件により、現在の建築確認検査制度に大きな穴が開いていることが判明した。今回の事件を反省材料とし、建築確認検査制度、特に、構造審査について、抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、事件の本質を俯瞰的によく見極め、短期的な過剰反応（オーバーキル）の余り重要な点を看過することにならないよう注意する必要がある。

削除 1

削除 と

3 確認検査機関のあり方等

平成10年の建築基準法の改正による民間開放は方向としては合理性をもっていたと考えられるが、導入に当たっての特定行政庁と民間確認検査機関との役割分担、民間確認検査機関が国民の負託に応えるための動機付け、導入後の事後的・継続的な監督のあり方等について、検討、対応が十分ではなかったのではないかと考えられる。

削除 2

削除

削除 間違いではなかった

このため、民間の指定確認検査機関が国民の期待に応えられるように制度を再構築する必要がある。

削除 の活用を前提とした

4 資格等の人的体制の見直し

昭和25年の建築士法の制定以来、建築士制度について、建築技術の進歩、建築システムの翠化に対応した見直しを怠ってきたことが、今回の事件の大きな要因であったと考えられる。建築士の資格制度について、大幅な見直しを行うとともに、併せて、建築士の地位向上についても検討すべきである。

削除 3

5 消費者保護等の充実

今回の事件の最大の被害者は、偽装について何の責任もないマンション購入者であると考えられる。消費者保護制度の拡充を図るとともに、消費者の選択が可能となるような情報提供の仕組みを検討すべきである。

削除 4

6 行政の情報収集の仕組みの整備

今回の事件では、偽装の疑いについての最初の情報に対する的確に対応できなかった場面がある。このような通報への対応についての意識向上とともに、組織のあり方についても検討すべきである。

削除 5

7 被害者救済等問題発生後の対応の仕方

今回の事件では、公的支援の決定は素早かったものの、支援理由についての

削除 6

国民への説明が十分でなかったのではないかと考えられる。また、消費者の立場に立った行政の展開が求められる。

8. 関係住民や国民に対する的確な情報提供のあり方

今回の事件を教訓に迅速で正確な情報提供、国民の不安を解消するための情報提供のあり方について検討すべきである。

附録 7

9. 人材育成のあり方

これらの改善策を実施していくためには、国民の利益の代理人であるという行動規範を実行するに足るだけの意思・見識と、高度な技術を有した建築士、建築技術者が今まで以上に必要である。制度の見直しだけでなくこれらの人材育成のあり方についても検討すべきである。

附録 8

附録 倫理観

座長私案の別紙についての修文意見を送らせていただきます
よろしくおとりはからい下さい

野城智也



座長私案別紙についての意見野城.doc

平成 18 年 1 月 30 日

中間報告・座長私案別紙についての意見

野城智也

下記の項目について下記のように表現を変えることを提案します

- 1 民間機関の活用について
- 2 職能団体の活用などによる実践的倫理観の強化
- 3 救済についての原則の確立など
- 4 関係住民や国民に対する情報提供のあり方

以下、赤字部分が修正提案箇所です。

記
修文案

1 民間機関の活用について

③民間機関の活用

民間活用の意義及び問題点を再評価の上、国民の納得できる仕組みを検討する必要がある。

確認申請の不正やミスを見破り中間検査や完了検査を入念に行うためには、相応の費用・時間・人手がかかるのは当然である。

今回の建築確認問題は、耐震偽装がテーマなので「構造」がクローズアップされているが、確認業務は構造の外にも用途地域、建ぺい率、容積率、日影、斜線、天空率、高さ、接道等、主として集積規定関係について非常に多くの規制事項がある。建築基準法違反は、現実には構造以外の問題の方が多いといえよう。建築主や周辺住民の関心も高く建築紛争の原因となってきた。

居間機関が確認した建築行為が第三者からの通報により特定行政庁が改めて調査したところ、違反事実が発見されたという事件も発生している。民間機関は建築主からの圧力を受けやすい立場にあるうえ、いったん確認すると、中間検査へ、さらに完了検査へとチェックを受けることなく進行してしまう怖さがある。一定規模以上の建築物や特定用途の建築物については、中間段階で特定行政庁のチェックを受けさせる仕組みなど、民間機関による審査が、建築基準法に建物が適合することに実効性をもたせるような仕組みを検討する必要がある。

削除: の審査の適正さを担保する

*民間の意義・問題点の例

- ・民間活用により、高い技術にも対応が可能となり、また、完了検査の実施率も概ね倍増

・特に、利潤追求を目的とする株式会社等において、株主への利益還元及び顧客へのサービスの向上と、国民の利益の保護が、利害対立する場合が多々あり、その場合に、国民の利益の保護にたった行動を当該機関がとるための行動規範の担保に注意が必要

削除: の活用における信頼性

削除: の確保

○建築確認業務の規律性の向上

高度な技術を持つ確認検査員の採用、標準的な審査期間と確認検査手数料の設定、違法確認の公表制度の実施など、建築確認業務の規律性を向上させ、建築物を建築基準法の要求事項に適合させるために実効性のある体制を構築する必要がある。

削除: をつくる

*) 手数料や期間の限定が期待される審査の阻害要因になっているとの認識から、市場競争のなかで適正な価格・期間は設定されるという前提にたち、期間や手数料は自由競争であるべきとの意見もあった。

○民間機関のマネジメント機能の強化

民間確認検査機関が重要な任務を担っているにもかかわらず、結果として、その使命を果たし得ていないことは明らかである。関係者は自己弁護にその時間を費消よりも、その改善に心血を注ぐべきである。

書式変更: 箇条書きと段落番号

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

民間に委任した以上、箸の上げ下ろしまで公側が関与するのは非合理である。むしろ、民間確認検査機関自身が、国民の利益の代理者として、建築基準法などへの適合を確認審査できるようなマネジメントシステムを自らの創意工夫によって確立し、国・特定行政庁は、そのマネジメントシステムが有効に機能しているか、継続的に監視していくような体制を早急に確立する必要がある。

●民間機関を評価する指標等

国民の利益の代理者として精度の高い審査を行っている民間確認検査機関が市場競争において有利に扱われることになるように、民間機関を評価する指標(パフォーマンス指標)の設定等、民間機関のよりよい審査が業績とリンクするよう動機付けの仕組みを組込むことを検討すべきである。

削除: ○

書式変更: 箇条書きと段落番号

書式変更: インデント: 左: 6.3 mm

●民間機関への継続的監視

民間確認検査機関が構築したマネジメントシステムが、国民の利益を守るという立場から見て有効に機能しているのか、国・特定行政庁は継続的に監視していく仕組みを確立しなければならない。実質に踏み込んだ、抜き打ち検査の常時実施等、民間機関に対する監督を強化する必要がある。また、この

削除: ○

書式変更: 箇条書きと段落番号

削除: 機関の監督の強化等

書式変更: インデント: 左: 6.3 mm

際、国と特定行政庁の監督責任を明確にする必要がある。また、目的を達成するため民間機関職員及び国民からの公益通報制度の導入も検討されるべきである。

○民間機関の指定審査の厳格化

民間機関の公平中立要件等を強化するとともに、民間機関の指定（更新を含む。）の際、業務の実施方法、実施体制等について、学識権謀者等の第三者の意見を聴き、厳正な審査を行う必要がある。

○民間機肖の責任の強化等

確認に当たって、責任範囲と、必須手続きを明確にする必要がある。この際、手続きのみをもって足りるとせず、建築設計により実現しようとする建築物の性能が建築基準法に適合していることを確認する審査とする必要がある。

削除： 範眉

○自治体住宅行政との連携の強化

住宅は地域に建築され住宅事業は自治体の住宅・まちづくり行政と密接な関係が構築されることが望まれる。

民間確認検査機関は、全国展由する企業など地元の状況に暗い場合も多く、また、法適合を確認するという建築確認の性格上、まちづくりとの関係について、あまりにも無関心になりすぎる面もあるとみられる。今後は、自治体や建築主への情報の提供等自治体の住宅・まちづくり活動へ協力の強化について検討する必要がある

削除： <

2 職能団体の活用などによる実践的倫理観の強化 について

②職能団体の活用等による実践的倫理感の強化

○ 各職能団体は倫理綱領をもっているが、抽象的一般的内容であり、建築士が具体的に遭遇するジレンマ、トリレンマに対して、如何に行動すればよいのかを具体的に教示できる内容とはなっていない。

○ 従って、各職能団体は、それぞれの倫理綱領が実効性をもつための「倫理プログラム」を作成・構築し、これをすみやかに実行しなければならない。

○ 倫理プログラムには以下のような要素を含まねばならない

- 職能団体における理念共有の仕組み
- 具体的に遭遇するジレンマ・トリレンマを超えて、国民の利益にたった行動をとることができるためのケーススタディ教材の整備
- 上記教材を用いた倫理講習の継続的实施（諸外国では、倫理教育が必須）

書式変更： 箇条書きと段落番号

書式変更： 箇条書き + レベル：
1 + 整列： 6.3 mm + タブ：
13.8 mm + インデント： 13.8
mm

削除：

のカリキュラムとなっていることも踏まえ、建築士の育成に倫理教育を必須とする必要がある。

- 公益通報制度、及び国民の利益にたつて行動したメンバーに対する保護措置の整備
- 倫理綱領に反した者に対する除名を含む懲罰措置

削除:

削除: 職能団体において、実践的な倫理綱領等を整備し、その遵守を促す仕組みを検討する必要がある。

- 有効な倫理プログラムをもった職能団体メンバーであることを開示する商慣習を作っていくことによって、職能団体に加入することのメリットを生み出し、行動規範の徹底を促していく方策を検討する必要がある。
- なお、倫理とは、精神論ではなく、具体的状況下における、倫理的観点からの行動規範である。

削除: この場合、

削除: 損範等

- (参考) 弁護士会の弁護士職務基本規程

削除: 必要がある

3 救済についての原則の確立など

①救済についての原則の確立等

公の責任と自己責任を明確にするとともに、行政の判断としての措置について検討を深め、救済についての原則について検討する必要がある。

米なお、公が国民の安全と救済に責任をもち、そのための能動的・果敢なる行動をとることは当然であるにしても、結果的に「住宅を購入できない所得しかない国民からも集めたぜ金を、住宅を購入できる人々の救済に使うのはおかしい」という立場から救済のための財政支出については慎重であるべきで、むしろ損害賠償保険・瑕疵担保保険の充実など当事者による相互扶助的救済制度を国の責任において早急に整備すべきであるという意見もあった。

書式変更: 左揃え、1行の文字数を指定時に右のインデント幅を自動調整しない、日本語と英字の間隔を自動調整しない、日本語と数字の間隔を自動調整しない

削除:

4 関係住民や国民に対する情報提供のあり方

①迅速かつ正確な情報提供の推進

今回の事件及び混乱は、その必要性も含め、建物の耐震性に関する知識やわかりやすい解説が一般国民はおろか、建築主や行政機関関係者にすら正確に普及されていなかったことに端を発している。全国民に向けて、建築基準法の内容をわかりやすく解説したホームページやパンフレット、教材などをつくるなど、その正確な知識の普及に早急に取り組む必要がある。

信頼の回復には、国民に対して常に情報を適宜提供していくという姿勢が最も大切であり、迅速に最大限の情報提供を行うべきである。

但し、調査不足で曖昧な情報が流布すること等はかえって国民を混乱させることもあるので、適切な情報提供については、一定の指針を定め、職員個人の判断に任せきらないで、組織として受け止める仕組みを作ることが大切である。

②権威ある技術情報の提供システムの整備

専門技術について、いわゆる専門家の意見が対立することは、国民の不安を引き起こすこととなりかねない。このため、行政が活用しているような安定した技術について、信頼性のある検証可能な情報を国民に提供できる仕組みを検討する必要がある。

削除: 権威をもって国民に

1) 2ページ目の中央に2つある○の間に次の○を入れて下さい。
○実体が軽んぜられ数値ばかりが先行するコンピュータ依存社会のもつ弊害

2) 3ページの7行目
金箱氏への質疑で分かったように、本当の専門家であれば図面を見ておかしいことに
気づき、構造計算書を追跡すれば偽装は発見できることがはっきりしたと思います。
専門家間の意見の対立ではなく、専門家でない方々が色々な発言をしているだけと思
います。

ここに書くとしては、
「プログラムの利用者はより良い建物を作るようとしていることを前提に作られており、
大臣はこれを認定してる。これをごまかしに使うことが想定されていなかったために、
多くの確認機関で間違いが指摘できなかつた。コンピュータプログラムへの過度な信
頼、大臣認定への過度な信頼が生んだ問題と言える。」

もう少し短く書くとすれば、
「大臣認定プログラムによる構造計算書を盲目的に信用してきた」
を加えていただけると良いと思います。

3) 4ページ目の丸(1)の1つ目の○
5行目の「必要がある。」に続けて、「耐震設計については、建築物の寿命と言われて
いる60年間の間に何度かその建物を襲うであろう中小地震を受けたときは無被害を目
指し、百年を越える期間に一度起こるような大地震を受けたときは、建物内部の人命
を守るために建物の倒壊は防止するが、建物は傾くこともあり、取壊すこともあり得
ると考えているのが日本の建築基準法であるなどを、国民に知らせる必要がある。」
を追加して下さい。

4) 4ページ目の丸(2)の2つ目の○の3行目からを、
「何を確認し、検査し、何を守らせるものか等の制度の役割が不明確である。これら
について国民の認識は薄いため、この重要性を知らせるとともに、国民へ共通の理解
を形成させる必要がある。」
に変更して下さい。

「別紙」に関して

1) 7ページ目の丸(1)の3行目
「モーメント」を「曲げモーメント」に変更して下さい。

2) 7ページ目の丸(2)の6行目以降
「なお、十分な能力を有する人材の数にも眼界があることから、制度として対応でき
ない場合は、それに合わせた審査のシステムを検討すべきである。」
について、簡単に済まそうとしているように読み取られるので、削除した方が良いと
思います。

新しい審査のシステムをコンピュータに依存させる方法をとろうとしているなら、こ
れからさらに大きな危険性が生じうるので、止めるべきと考えています。
このような方向へ進んだ場合、構造設計者はますますコンピュータに依存し、審査側
もコンピュータの結果しか見なくなります。実体が重要であり、数値はそれを説明す
るものであることを強く主張していただきたいと思います。

3) 8ページ目の丸(4)の2行目
「あり方を検討するとともに、IT技術の進展を踏まえたプログラムの改ざん等の防止
方策を確立する必要がある。」

を
「あり方を検討する。過度かつ安易なコンピュータ依存を防止するために、プログラ

ムの大臣認定制度を取りやめ、構造設計者やプログラム開発者らが情報技術を真に設計に活用することを促す方針に変更する。」

4) 14ページ目の上段

「住宅需要者にとって。。。。好ましい。」は重要なことと思いますが、現在の都市社会では無理な注文のように思えます。

5) 16ページの丸(2)

地震そのものは解明されていません。耐震設計技術についてもまだまだ改良の余地があります。技術に権威を持たせることは必ずしも技術の健全な発展にとって良いこととは言えません。行政の建物、例えば国土交通省の3号館は免震構造へレトロフィットされ、2号館は制振構造の新築です。これを一般のマンションに適用すべき技術と言うのには費用的に無理があると思います。新築ならば可能でしょうが、レトロフィットには多大な費用がかかります。現在まで、免震構造は地震時に良好な性能を発揮していますが、次に何が起こるか分かりません。不安をあおるつもりはありませんが、これが最高であると、権威をバックに簡単に言うべきではないと思います。ある場所に2棟の建物が並んで建っていて、ここを大地震が襲ったとします。多くの専門家が壊れると考えていた建物が無被害で、問題ないと言われていたものが壊れることも充分あり得ると思います。これが耐震構造の難しさだと思ってます。

権威をバックにと言わずに、淡々と各種の構造の過去の地震被害の状況をきちんと説明し、これらの被害から学んだ経験をもとに多くの耐震技術が開発されてきたことを説明することが重要だと思います。

以上です。

和田 章